

平成20年 第1回(定例)由布市議会会議録(第2日)

平成20年2月27日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成20年2月27日 午後2時30分開議

- 日程第1 議案第27号 平成20年度由布市一般会計予算について
- 日程第2 議案第28号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第3 議案第29号 平成20年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第4 議案第30号 平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第5 議案第31号 平成20年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第6 議案第32号 平成20年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第33号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第34号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第35号 平成20年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第36号 平成20年度由布市水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第37号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 追加日程
- 日程第1 請願について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第27号 平成20年度由布市一般会計予算について
- 日程第2 議案第28号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第3 議案第29号 平成20年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第4 議案第30号 平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第5 議案第31号 平成20年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第6 議案第32号 平成20年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第33号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第34号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第35号 平成20年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第36号 平成20年度由布市水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第37号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について

追加日程

日程第1 請願について

出席議員（24名）

1番	小林華弥子君	2番	高橋 義孝君
4番	新井 一徳君	5番	佐藤 郁夫君
6番	佐藤 友信君	7番	溝口 泰章君
8番	西郡 均君	9番	淵野けさ子君
10番	太田 正美君	11番	二宮 英俊君
12番	藤柴 厚才君	13番	佐藤 正君
14番	江藤 明彦君	15番	佐藤 人巳君
16番	田中真理子君	17番	利光 直人君
18番	久保 博義君	19番	小野二三人君
20番	吉村 幸治君	21番	工藤 安雄君
22番	生野 征平君	23番	山村 博司君
25番	丹生 文雄君	26番	三重野精二君

欠席議員（1名）

24番 後藤 憲次君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 二ノ宮健治君
書記 馬見塚量治君
書記 衛藤 哲雄君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	森光 秀行君
教育長	二宮 政人君	総務部長	小野 明生君
総務課長	秋吉 洋一君	総合政策課長	二宮 正男君
財政課長	米野 啓治君	会計管理者	大久保富隆君
産業建設部長	篠田 安則君	建設課長	荻 孝良君

水道課長	目野 直文君	健康福祉事務所長	今井 干城君
保険課長	飯倉 敏雄君	健康温泉館長	佐藤 和利君
環境商工観光部長	佐藤 純史君	環境課長	平野 直人君
挟間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	大久保眞一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	教育次長	後藤 哲三君
消防長	二宮 幸人君		

午後 2 時30分開議

議長（三重野精二君） 皆さん、こんにちは。議員及び市長初め、執行部各位には、会議時間の変更もありましたが、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は 23 人です。後藤議員から欠席届が出ています。なお、田中議員につきましては、もうすぐ着くということでありませう。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第 2 号により行います。

それでは、昨日に引き続き、各議案の詳細説明を求めます。

日程第 1 . 議案第 27 号

議長（三重野精二君） まず、日程第 1、議案第 27 号平成 20 年度由布市一般会計予算について、歳出の 77 ページ、8 款土木費より詳細説明を求めます。

なお、歳出の説明に当たっては、ページを追って関係する部分について、担当課より順次説明をお願いします。建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。ただいまから御説明を申し上げます。

77 ページをお願いいたします。土木総務費については、建設課にかかわります通常の経常経費でございます。給料については、一般職 21 名分、これは建設課及び景観室、それから振興局を含めたところの人数でございます。

それから、13 節の委託料について、ちょっと説明の事項のところ、転記漏れ、転記ミスがありますので、ちょっとお願いいたします。「市道の草刈り委託」ということになってはいますが、これ「県道」でございますので、申しわけありません。訂正方をお願いいたします。

続きまして、78 ページをお願いいたします。道路橋梁費でございます。道路維持費について、これはすべて単費でございます。まず、賃金の 662 万 4,000 円については、作業員の 3 名分の賃金ということでございます。

続きまして、委託料の13節については、それぞれの不動産鑑定及び市道の草刈り業務委託と。この分については、集落に入るまでの取り付け道と申しますか、進入路の長い区間について、委託をして切っていただくものでございます。

工事請負費については、6,000万円、これは一地域2,000万円当たりの3地域ということで予算計上をお願いしておりますところでございます。

22節の補償補てんについては、維持工事に伴います電柱移転当の補償金ということで、電柱移転を100万円お願いしております。

79ページをお願いいたします。道路新設改良費について、ここにはすべて起債事業、過疎、それから辺地、国交省の補助、防衛省の補助の事業をすべて入っております。

13節と15節については、昨日お手元にお配りを申し上げていると思いますが、と、それから工事請負費の路線名を記したものを皆様方のお手元にお配りしておりますので、それを御参照願いたいというふうに思っております。

まず、給料の一般職については、これは補助事業の内示等がございました。あった段階で、単費で人件費を組んでおりますが、補助対象事業の工事雑費、事務費等に切りかえて支出したいということで、予算計上をしております。

17節の公有財産購入費については、先ほど申し上げましたお手元にお配りの路線名の中で、用地買収等々が生じたものについての予算化をお願いしております。

それから、19節の県道改良負担金、この分については、県事業に伴います由布市の負担金ということで、3,825万円を計上しております。

それから、補償補てん及び賠償金については、家屋の移転、あるいは事業に伴います支障木等の賠償の分でございます。

続きまして、80ページをお願いいたします。河川費の河川総務費については、重機の借り上げということだけで35万7,000円お願いしております。

それから、4項の都市計画費についてでございます。1目都市計画業務については、それぞれ報酬として111万9,000円、これは環境保全審議会17名分、それから都市計画審議会13名分、まちづくり審議会17名分のそれぞれの報酬として予算化をお願いしております。

13節の委託料につきましては、測量設計業務といたしまして300万円、これは挟間の下市地区の水路改修に伴います設計 測量設計の委託でございます。

工事請負費の900万円につきましては、同上の下市水路の改修工事費として予算化をお願いしております。

2目の都市景観対策費については、都市景観室にかかわります通常業務の経費を計上しております。

8 節の報償費の謝金については、17名分の3回ということで一応報償費としてお願いしてございます。

続きまして81ページをお願いいたします。81ページの都市計画費の中の土地利用規制対策費、これは、通常業務に伴います消耗品等をお願いしてございます。

それから、4目の公園費については、建設課の方で管理しております公園 同尻公園等、あるいは医大ヶ丘公園についての草刈りと清掃管理ということでお願いをしております。

81ページの中の下水道費でございますが、公共下水道費については、主なものといたしまして、繰出金1,357万3,000円、この分については、今中断しております挟間地区の公共下水の特別会計の分について繰り出すものであります。

続きまして、住宅費、6項の住宅費、1目住宅管理費といたしまして、主なものといたしましては、需用費の修繕料で660万円、これは市営住宅に伴います管理の修繕等でございます。

次ページの82ページをお願いいたします。ここで大きなものといたしましては、工事請負費として2,050万1,000円を計上しております。内訳の主なものといたしましては、川上団地の防水工事、それから上小原団地の排水工事、淵団地の防水工事、それから空き家になりました庄内、挟間それぞれの1棟についての解体費用ということで計上しております。

以上です。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。9款消防費の説明をいたします。

1 日常備消防費、給料等については、職員60名分の経費を計上しております。

7 節賃金については、1名の臨時職員の賃金でございます。

以下、新規事業の説明をさせていただきます。

15 節工事請負費、これにつきましては、各庁舎に分煙室、たばこを吸う部屋といいますが、それを設置すると。

それから、訓練塔が今ありますけれども、この訓練塔が危険であるという御指摘を受けましたので、一応それを撤去をするということで工事請負費を計上しております。

18 節の備品購入の中の庁用機器、これについては、訓練塔の下に倉庫がありますけれども、撤去をしますと倉庫がなくなるということで、プレハブの倉庫を建設をすると。

それから、救命ボート、これの購入に充てております。

それから、機械器具費、これについては、救急応急処置の器具を消毒する滅菌消毒器等を購入するようにしております。

次、85ページをごらんください。3目消防施設費の中の18 節備品購入費5,050万円、この中の4,500万円は、湯布院出張所の水槽付ポンプ自動車、これ4,500万円ですけれども、これを購入いたします。このタンク車については、今、挟間の消防署に本署にありますタン

ク車と同程度の消防車ということにしております。

それから、9節旅費、役務費 12節の役務費、それから27節の公課費、これについては、タンク車を購入するに伴う経費でございます。

以上です。

総務部長（小野 明生君） 次に、非常備消防費でございますが、この非常備消防費につきましては、消防団員750名分の活動経費並びに消防車両70台、可搬ポンプ73台分の維持管理費等でございます。

消防施設費、今消防長が説明しましたが、備品購入費の中で消防積算車分550万円が含まれております。あと役務費等につきまして、それから公課費につきましては、その消防積載車の経費でございます。

85ページの4目災害対策費でございますが、13節の委託料、防災ハザードマップ作成業務700万円、これにつきましては、県が3分の2、市が3分の1の補助を受けまして、全戸配付のマップの作成業務でございます。

それから、防災情報システム保守につきましては、湯布院防災行政無線の保守点検委託料でございます。

それから、18節の備品購入費、機械器具費でございますが、これは、湯布院地区の個別受信機5台分、3万7,000円掛け5台分、プラス消費税でございます。19万5,000円ということになっております。

以上でございます。

教育次長（後藤 哲三君） それでは、教育費10款を説明します。

85ページ、教育委員会費、これにつきましては減額は、2年に1回九州地区教育委員研修、ことしはありませので、その分減額と。報酬につきましては、教育委員4名分であります。

続きまして、86ページ、事務局費、これにつきましては、給料、一般職11名であります。

7節の賃金、これにつきましては、中学校英語教師（ALT）、中学3名、小学校英語指導助手3名、1,804万5,000円と。それと、問題を抱える子供の自立支援ということで、教育相談員1名、訪問指導員1名の賃金であります。

続きまして、11節の需用費、消耗品、これにつきましては、防犯ベル、防犯たすき等であります。修繕費につきましては、パソコン修理ということであります。

続きまして、87ページ、設計監理551万3,000円と。これは学校施設整備の計画の業務委託であります。

それと、同じく委託料の耐震診断と。これは挟間小学校、谷、挟間中学校の耐震診断であります。環境測定ということで、これはダイオキシン、焼却炉の調査業務であります。これにつま

しては、挟間中、阿南小、谷小、挟間小学校ということになっております。

その二つ下の廃棄物処理業務ということで、新たにこれは20万円増加しておりますが、石城西部の関係であります。

それと、小学校キャリアステップアップ事業、キャリア教育連携推進事業、これは19年度は6月補正ということで上がらせていただきました。今年度は、当初から上げております。

それと、機械器具使用料及び借損料で、機械器具借り上げと。これはタクシー等の小学校タクシー送迎、西庄内、阿南幼稚園、それとか交流学习ということであります。

続きまして、88ページ、小学校費、学校管理費ということで、7、賃金。賃金につきましては、臨時小学校教諭8人、小学校校務員3名と、小学校司書10名と、これは昨年より1名増加と。それと、特別支援員13名であります。19年は6名から20年は13名ということであります。

続きまして、89ページ、その他手数料ということで、これは消火器の詰めかえと、学校にあります表装修理手数料等が入っております。

続きまして、13の委託料、一番上の設計監理というこれは、西庄内小学校木造校舎の設計委託と、由布川小学校進入路、副市長が説明しましたように、陳情に伴うその進入路の設計ということであります。

15の工事請負費につきましては、西庄内小学校木造校舎2,000万円、由布川小学校の進入路整備ということで2件であります。

備品購入につきましては、庁用器具、これは児童用いす・机であります。機械器具につきましては、各小学校の備品ということであります。

続きまして、90ページ、19の負担金補助及び交付金と、これは教育振興会研究事業補助金、これは昨年は30万円でしたけれども、5万円アップしております。

続きまして、中学校費ということで、7の賃金、臨時職員、校務員3、司書3、作業員については、樹木剪定等であります。

修繕費につきましては、主なものが、湯布院中学校の修繕と、柔剣道場の扉等の修繕で231万1,000円と。それと、9カ所の修繕ということで130万2,000円ということを上げております。それと、楽器修繕ということで30万円計上しております。主なものであります。

続きまして、91ページ、13の委託料、設計監理、これは湯布院中学校の南グランド防球ネット設置工事ということで、これを設計監理をいたします。

それと、19の工事請負費は、湯布院中学校の防球ネット工事ということであります。中学校の備品につきましては、挟間が80万8,000円、庄内が40万円と、湯布院が47万

4,000円ということで、中学校の備品の整備であります。

教育振興費の11需用費、これにつきましては、学力テスト、中1の国・数・英のテストのものが入っております。

それと、19、負補交の県体出場補助金60万円、これは学校管理費で去年は計上しておりましたけれども、今年度から教育振興費に計上いたしました。

続きまして、92ページ、遠距離通学費補助金、一番上ですが、これにつきましては、自転車が70万円、通学列車援助が45万円ということであります。次の扶助費は、96人分を当初計上いたしております。

続きまして、幼稚園費、これは塚原幼稚園が今度開園いたしますので、増加しております。給料、一般職16名ということであります。7の賃金につきましては、臨時職員18名ということであります。

続きまして、93ページ、修繕費、これにつきましては、9カ所の修繕、早期にするところがありまして、91万円という修繕が26万円ということで主なものであります。

続きまして、13の委託料815万円につきましては、由布川幼稚園の改築工事の設計委託であります。

続きまして、94ページ、7の賃金、これにつきましては、作業員、これは挟間の分で、給食センターの分であります。運転手1名と事務職員1名ということであります。調理員につきましては、湯布院6名、庄内13名、挟間6名の分であります。

続きまして、給食センター建設費、95ページであります。その上の米飯給食推進補助金というのが、去年が411万6,000円でしたけれども、196万5,000円に下がっております。

続きまして、設計監理、給食センター、これは、建築設計が3,000万円と、工事監理が1,620万円と、環境アセスが150万円ということで4,770万円。そして、地質調査に150万円ということであります。

15の工事請負費につきましては、2億6,400万円につきましては、本体工事が2億4,800万円と、そして造成工事が1,600万円ということであります。備品購入につきましては、厨房の器具であります。

続きまして、社会教育費ということで、社会教育総務費の給料につきましては、9名分であります。7の賃金につきましては、臨時職員6名、それと新たに昨年6月に補正いただきました地域教育のネットワークづくりということで3名、そして、嘱託職員16名の分であります。旅費の特別旅費につきましては、地域教育コーディネーターの研修ということであります。

続きまして、96ページ、需用費の印刷製本につきましては、学びの情報誌等の印刷であります。

続きまして、委託料、放課後子ども教室運営事業と、785万7,000円につきましては、挟間地域は5校、庄内地域は7校、湯布院地域は4校の子ども教室の運営事業であります。この社会教育総務費の中に、特に地域教育推進事業と放課後子ども教室の運営事業、それとチャンレジウォーク、通学合宿という主な4本柱で行っているわけであります。

続きまして、97ページ、給料、一般職ということで、15名ということであります。報償費につきましては、各公民館の各講座教室等の謝金であります。旅費の特別旅費につきましては、ジュニアリーダーの研修ということで、青少年のジュニアリーダーを連れて行くということになります。

需用費の修繕費であります。未来館が106万円の中の機械器具の修理ということで、庄内公民館が主に40万4,000円を計上いたしております。

次に、98ページ、新たなものとして、15の工事請負費650万円、これは庄内公民館の駐車場の舗装工事等であります。

図書館費、報酬は協議会委員の10名分であります。謝金はおのこの図書の整理等の謝金であります。それと、新たな事業として、図書館オンライン化業務、各図書館をオンライン化、つなぐということで、合併時からの懸案事項が20年度に完成したいということになります。

続きまして、99ページの文化財保護費、報償費は7名の文化財調査委員であります。嘱託職員につきましては、これは日野病院の管理、職員のものであります。11の需用費の印刷製本費、これは文化財マップをつくりたいということになります。15の工事請負費につきましては、文化財標柱の設置工事ということで、5件分を計上いたしております。

次に、100ページであります。文化施設ということで、嘱託職員、これは歴史民族資料館の館長であります。謝金につきましては、歴史資料を整理する人の賃金であります。あとの委託料等につきましては、ゆうゆう館のものであります。

それと、14の使用料及び賃借料につきましては、機械器具借り上げ料が、寝具リース代ゆうゆう館のですね、寝具リース代ということになっています。

保健体育費ということで、これは、大幅に減額になっておりますけれども、国民体育大会費ということで、別枠につくった関係上、このようになっております。報酬は、体育指導員30名分と、スポーツ審議会委員の7名分と。給料につきましては、一般職4名ということになります。

次のページの101ページ、賃金につきましては、臨時職員2名と、嘱託職員、挟間に2名、庄内2名、湯布院1名の分であります。

13の委託料は、調理員業務ということで、これは県内一周駅伝に、庄内出発時におもてなしする材料等の委託であります。

市体育負担金補助及び交付金ということで、市体育協会補助金ということで、市体育協会

由布市体育協会に611万3,000円と、各旧町ごとに、合わせて3町、合わせて600万円ということで1,211万3,000円ということになります。

続きまして、体育施設費、賃金につきましては、作業員、これは草刈り作業等の賃金であります。嘱託職員につきましては、2名分であります。

続きまして、102ページ、これの修繕費、上から5つ目の修繕費、これはスポーツセンターの畳がえが主なものであります。

13の委託料、測量設計、これにつきましては、スポーツセンターにあります人工芝の周辺整備ということで設計を上げさせていただきました。

次に、15の工事請負費であります、6,779万円。これは人工芝の周辺の整備ということで、トイレはありませんので循環式の水洗トイレと。これは放流先がないということで、循環式をするということで3,427万5,000円と。

それと、器具等の保管倉庫がないということで1,057万2,000円と。擁壁工事ということで、谷側が2カ所崩落しておりまして、台風時にですね。それで2カ所で700万円と。

それと、周辺の簡易舗装で600万円と。水道施設で200万円。側溝工事で250万円ということで工事請負費に。

それと、入り口チェーンの車どめ等で66万7,000円ということで、人工芝競技場の周辺整備であります。

それと、挟間体育センターの照明昇降機の修理と、276万9,000円と。谷グランドフェンス修理工事ということで200万円ということで計上させていただきました。

次に、103ページの備品購入費であります、317名、これはトラクターということで、芝のトラクターということで265万6,000円、本体がですね。それと、除草の備品とありますが、それが151万4,000円ということになっております。

続きまして、B & G海洋センターであります。これ修繕費500万円ですが、挟間B & Gのプール、赤外線暖房機修理とか、ろ過機等循環ポンプ修理が131万7,000円、遠赤外線の暖房機が147万円。それと、外気調整機等が125万9,000円ということになっております。

以上が、教育費の予算であります。

総務部長（小野 明生君） 103ページの4目国民大会費でございます。2節の給料は、一般職8名分でございます。

次の104ページをお願いします。7の賃金につきましては、1年分の臨時職員の分でございます。

工事請負費につきましては、これ全額、県の方から予算が参ります。で、市の方が執行すると

ということで、アーチェリー競技会場の整備復旧工事、これは1,904万6,000円、仮設防矢ネット設置工事が483万5,000円となっております。競技会場は、アスファルトはぎ取り、並びにグリーンダストを敷設するという。大会終了後、アスファルト復旧並びに既設のネットの復旧とそういう工事をする予定にしております。

それから、19節につきましては、国体実行委員会の運営補助金として、大会事務局、それからゴルフ競技、それからアーチェリー競技、柔剣道、ラグビー、ライフル、それぞれの運営補助でございます。

以上でございます。

産業建設部長（篠田 安則君） 続きまして、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費の1目農業用施設災害復旧費について説明いたします。

13節委託料100万円、それから15節工事請負費100万円、19節の負補交100万円と計上いたしておりますが、これにつきましては、20年度に入りまして、すぐに梅雨前線豪雨とか、そうした場合の災害が発生した場合の緊急の応急工事が必要になった場合の経費として計上いたしております。

次に、2項の公共土木施設災害復旧費でございます。1目公共土木施設災害復旧費、委託料100万円計上いたしております。これにつきましても、梅雨前線等の災害発生した場合の緊急対応ということで計上いたしております。

以上です。

財政課長（米野 啓治君） 続きまして、公債費でございます。1年間の支払いの元利償還、利子償還の金額を計上いたしております。役務費につきましては、その他手数料で、縁故債の手数料となっております。

以上でございます。

総合政策課長（二宮 正男君） 続きまして、13款諸支出金の土地取得費でございますが、これにつきましては、土地開発公社の借入金に対する利息分の支払いでございます。なお、昨年よりも増額している部分につきましては、借り入れ金利の上昇分になっております。

以上です。

財政課長（米野 啓治君） 続きまして、基金費でございますが、各基金の年間の利息を積立金として計上いたしております。

それから、14款予備費につきましては、前年どおり2,000万円の計上で、自治法217条の定めによって計上いたしております。

以上でございます。

日程第2・議案第28号

議長（三重野精二君） 次に、日程第2、議案第28号平成20年度由布市国民健康保険特別会計予算について、詳細説明を求めます。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長でございます。議案第28号平成20年度由布市国民健康保険特別会計予算の説明を行いたいと思います。

総額は、歳入歳出それぞれ41億7,050万4,000円と定めるものでございます。

歳入から順に説明をしていきたいと思っております。

国民健康保険法の一部改正等が施行されまして、財政調整制度が創設されました。これによりまして、退職者医療制度の廃止等の財源を確保いたしました。医療報酬体制の改正で0.38%値上げをいたし、薬価等では1.2%の減額と。合計では0.82%の引き下げとなりました。

で、医療費の自然増がございまして、毎年5%ちょい程度、増加傾向にございます。今回、予算編成では3億8,002万8,000円の不足が生じております。これにつきましては、基金の2億6,300万円と一般会計繰出金を純不足分につきまして、1億1,702万8,000円を財源を確保いたしまして、どうにか当初の編成を行いました。今後につきましては、保険税の見直し等を視野に入れまして、検討協議をしていきたいと思っております。

第1款の国民健康保険税でございますけれども、退職者医療制度が廃止になります。現行では75歳未満が対象になっておりますが、平成20年度からは、65歳未満までが対象となります関係上、保険税が減少しております。

主な要因といたしましては 減額の主な要因といたしましては、後期高齢者医療制度が、平成20年度から発足をいたします。これによりまして、国保に加入されておりました75歳以上の保険者が、後期高齢者医療にすべて流れてしまうと。この見込みでは4,213人程度でございますけれども、この後期高齢者医療制度にいく試算を見込みを一応立てまして 積算をいたしました。課税所得額では14億9,500万円程度と。14億9,500万円です。約15億円ぐらいということでございまして、これに10%掛けますので1億5,000万円。それと、均等割、平等割、この応益割の分をこれに足しこみますと7,000万円程度になります。1億5,000万円と7,000万円とで2億2,000万円、マイナス分の2億2,000万円が大体同じぐらいの額になろうかなと思っております。

次に、10ページでございますけれども、5款の国庫支出金でございます。3目の特定健康診査等負担金でございます。これは新規事業でございまして、医療保険者の責任で、検診及び保健指導の実施を義務づけられたことによりまして、経費の負担分でございます。これは、国の基準に基づいて積算をいたします。国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1の負担というふうになっております。

次に、11ページでございます。6款の療養給付費交付金でございます。これにつきましては、退職者医療制度が75歳未満、対象が、平成20年度からは65歳未満の変更となるための減少でございます。

7款につきましては、前期高齢者交付金でございます。これも新規事業でございます。退職者制度の廃止による財源調整分でございます。

8款の県支出金につきましては、2目の特定健康診査等負担金につきまします。これも先ほど説明したように、1件につきましては3分の1の負担ということになっております。

次に、12ページでございますけど、13款の繰入金、1目の一般会計繰入金でございます。3節の財政安定化支援事業繰入金でございますけれども、これは算定額分を計上いたしております。

4節のその他一般会計繰入金でございますけれども、法定内経費につきましては2,116万9,000円と。特定健診経費分につきましては1,595万7,000円。財源的に不足分が今回生じたので、一般会計から繰り入れをしてもらっております。この額が1億1,702万8,000円でございます。

次に、13ページでございます。13款繰入金、2目の基金繰入金でございます。これにつきましては、医療費が不足をいたしましたので、基金を2億6,300万円取り崩しをいたしました。で、残余额につきましては64万6,802円の残でございます。

次に、15ページ、歳出の説明に入りたいと思います。

1款の総務費、1目の一般管理費でございます。1項から3項までにつきましては、国保事業の運営を行うための法定内経費でございます。この中で、9節の特別旅費がございます。これは九州国保担当者研修会がございます。これは、沖縄の分を1名分計上いたしております。

次に、16ページでございます。2款の療養給付費でございます。これにつきましては、今まで平成14年10月に一部改正されまして、70歳から75歳に引き上げられたことが主な要因でございましたけれども、今回につきましては、退職者の廃止によります一般被保険者に、65歳から74歳まで、この対象者が約2,092人程度でございますが、この部分が一般国保に移動したことによります増ということでございます。

次に、19ページでございますけれども、3款の後期高齢者支援金等と、これも新規事業でございます。この件につきましては、後期高齢者医療制度に対する支援する拠出金でございます。

4款の前期高齢者納付金等でございます。これも新規事業でございます。これはちょっとややこしいんですが、平成20年4月から、前期高齢者(65歳から75歳未満)の被保険者が支払う医療費が高い保険者、病院にかかってお金を払う被保険者という表現なんですけど。については、納付金が少なく、また医療費の支払いが少ない保険者については、納付金が発生する制度、

仕組みとなっております。これは、お互いに助け合う制度であることから、このような仕組みとなっております。で、由布市につきましては、医療費の支払い、本人の支払い、病院に係る支払いが多いために納付金が現在発生をしておりません。今後は、どのようになるかわかりませんが、平成20年度につきましては一応立てております。

5款につきましては、老人保健拠出金でございます。これは3 - 2ベースで計算されておりますので、1カ月分計上ということの減でございます。

21ページでございますけど、8款保健事業費の特定健康診査等事業費でございます。これにつきましても、医療保険者の責任で健診及び保健指導の実施が義務づけられたための必要経費でございます。これも先ほど説明したように、国の基準に基づいて、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1ということになっています。

以上でございます。

日程第3．議案第29号

議長（三重野精二君） 次に、日程第3、議案第29号平成20年度由布市老人保健特別会計予算について、詳細説明を求めます。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長でございます。議案第29号平成20年度由布市老人保健特別会計予算の説明をしたいと思います。

総額は、歳入歳出それぞれ4億4,535万8,000円と定めるものでございます。

歳出の方から説明をしたいと思います。

老人保健法の一部改正によりまして、平成20年4月1日から制度が変わります。経過措置といたしましては、3月診療分及び3月以前の高額医療費の支給分が残りますので、これは、従前どおり行っていくと。今後は、当分の間、老人保健法で処理を行っていくということでございます。で、現在は3年ベースでしておりますので、1カ月分の医療費分が今回予算で支払うということに計上いたしております。

歳入につきましては、支出と同じく3年ベースで計算をいたしております。全体の負担割合に基づいて支払い基金、国、県、それと市の負担で計上いたしております。

以上です。

日程第4．議案第30号

議長（三重野精二君） 次に、日程第4、議案第30号平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計予算について、詳細説明を求めます。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長です。議案第30号平成20年度由布市後期高齢者医療特

別会計予算の説明をいたしたいと思います。

総額は、歳入歳出それぞれ3億9,921万7,000円と定めるものでございます。

これにつきましても、歳出の方から説明に入っていきたいと思います。

老人保健医療制度の取り扱いとほとんど同様の扱いでございます。異なる部分といたしましては、保険料賦課徴収事務であります。後期高齢者支援金につきましては、拠出することは、同じ取り扱いと思っております。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますけれども、これにつきましては、連合会に納付するものでございまして、財源内訳といたしましては、基盤安定と保険料を財源にして支払いをするということになっております。

次に、歳入につきましては、1款の後期高齢者医療保険料ということでございます。賦課期日は4月1日ということになっております。

この保険料につきましては、保険料率の見直しは2年単位ごとで行っていくということになっております。県広域連合ですべて賦課決定をされまして、納期は7月から来年の2月と8回に分かれて納付をするということになっております。今回は初年度でございます。激変緩和措置が今回とられまして、前期分につきましては、当月、これは条例の中でも説明をしたと思うんですが、後期分については9割軽減ということになります。で、この対象者については、被用者保険の被扶養者に対する軽減という制度になっております。

現在は、この保険料の中には、緩和措置は現在されておりません。本算定が7月に行いますので、この段階ですべてを調整を行うと。賦課課税が開始されるのが10月納期分から、来年の2月、5回に分けて納付という形になります。で、現在ここで保険料調定額が2億8,229万円と、これの不足率が98%、これに対して特別徴収保険料につきましては80%、普通徴収保険料については21%という振り分けをしております。

以上です。

日程第5・議案第31号

議長（三重野精二君） 次に、日程第5、議案第31号平成20年度由布市介護保険特別会計予算について、詳細説明を求めます。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長です。議案第31号平成20年度由布市介護保険特別会計予算の説明を行いたいと思います。

総額は、歳入歳出それぞれ29億6,350万9,000円と定めるものでございます。

歳入から順に説明をしていきたいと思います。

介護保険というのは、今回、第3期介護保険事業計画に基づきまして、さまざまな介護保険

サービスの運営を図るために、介護給付及び地域支援事業等の経費を計上いたしております。前年度との対比につきましては、2.41%の増額編成といたしております。

条例の中で一部改正をした部分がございます。激変緩和措置の取り扱いについて、今回も一部改正の提案をいたしました。で、この一部改正につきましては、18年も行いました。もうその際も一部改正の説明を行っております。19年度も一部改正がございます。その際にも詳細に説明を行っております。今回、20年度につきましては、引き続き激変緩和措置を行うということでございます。

一応、この試算を行いまして、対象者は約996人程度で、減額する額といたしましては741万5,000円程度ということで、第3期の介護保険事業計画の中で、必要保険料を満たしているかどうかという判断をしないとイケないということで、必要な保険料というのが13億1,277万3,000円ということになっています。

今回、緩和措置後の額といたしましては、13億8,481万6,000円ということで、7,000万円近いぐらい増になっておりますので、今回平成20年度につきましても、最終年度の緩和措置を行っていきたいというふうに考えております。そこで、今回の保険料の予算をここに計上しております。で、この保険料につきましても、先ほど後期高齢者と同じ取り扱いでございます。7月が本算定でございます。その段階で全体の調整のバランスをとっていくということになっております。

3款の国庫支出金でございますけれども、これにつきましても、第3期介護保険事業計画に基づきまして積算をしております。介護給付費28億3,988万6,000円に対しまして負担割合をかけた上で、今回の予算に計上させてもらっております。以下につきましては、負担割合を乗じまして積算をしております。

次に、9ページの7款繰入金、3目のその他一般会計繰入金でございます。これにつきましては、介護保険料の財源から負担できない事務費等につきましても、一般会計からいただいております。少し今回は増額という形でいただいております。

次に、歳出の11ページから説明をしたいと思います。

1款の総務費の1目の一般管理費でございますけれども、1項から6項までの介護保険事業に係る法定内経費でございます。7節の賃金でございますけれども、これにつきましては、認定調査員5名の臨時賃金ということでございます。

13ページでございますけれども、1款の総務費、6項1目計画策定委員会費ということでございますけれども、この第3期介護保険事業計画は、平成20年度で終わりでございます。平成21年から23年度にかけて、第4期事業計画を策定していくための経費をここに計上いたしております。で、1節の報酬につきましては、26名、6回分でございます。

2 款の保険給付費でございますけれども、これにつきましては、1 項から 5 項までは、介護保険事業の主な経費でございます。第 3 期介護保険事業計画に基づく要介護等認定者が、介護サービス等を利用するための経費でございます。

1 6 ページでございます。5 款の地域支援事業費につきましては、要支援・要介護状態にあることを予防する目的で、実施する事業に対する経費ということでございます。

次に、5 款 2 項でございますけれども、これにつきましては、地域包括支援センターによって実施する総合相談支援等に係る経費でございます。

次のページ 1 7 ページでございますけれども、ここに廃目が 3・4・5・6 目ございます。この廃目につきましては、今 5 款 2 項 1 項 1 目の中にすべて入れてしまうと。これは今まで他の市につきましては話を聞いてみましたら、すべて包括的支援事業費の中にすべて入れておるということでございますので、今回見直しを行いました。

以上でございます。

議長（三重野精二君） ここで休憩をいたします。再開は 3 時 4 0 分に行います。

午後 3 時 30 分休憩

.....
午後 3 時 42 分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

日程第 6 . 議案第 3 2 号

議長（三重野精二君） 次に、日程第 6、議案第 3 2 号平成 2 0 年度由布市簡易水道事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。議案第 3 2 号由布市簡易水道事業特別会計予算につきまして、説明をいたします。

歳出からまいります。

7 ページをお願いいたします。歳出であります。1 項の簡易水道費で 1 目の総務管理費でございますが、この報酬につきましては、簡易水道の運営委員さん 6 名分でございます。で、給料でございますが、4 名分となっております。

以下、人件費でございますが、委託料でございますが、1 3 節の委託料の 3 , 1 7 7 万 9 , 0 0 0 円の内訳でございますが、財務諸表作成支援業務及び資産評価支援事業につきましては、平成 2 3 年度公表に向かつてのバランスシート等の作成業務ということになります。で、新規には、事業計画策定業務でございます。

この策定業務につきましては、平成 1 9 年度の簡易水道の国庫補助要綱の改正によりまして、

事業経営者が同一であって、会計が同一、または一体的な管理が可能であるところにつきましては、10キロメートル未満に存在する簡易水道施設、または飲料水供給施設、まあ上水道からでございますが、21年度までに簡易水道統合整備計画を策定し、厚生労働省の承認を得なければならぬということございまして、承認を得なければ、平成28年度までは国庫補助の対象になりますが、29年度以降につきましては、対象になりませんよということございまして、平成20年・21年の2カ年をかけまして、その策定業務に係るということでございます。

15節の工事請負費でございますが、昨日、簡易水道事業の工事費明細説明を渡したとおりでございます。その表を参照してください。

以下につきましては、公債費でございますが、元金は、庄内16件、湯布院13件でございます。利子につきましては、庄内18件の湯布院14件になっているところでございます。

収入の方でございますが、5ページをお願いいたします。

負担金につきましては、昨年同様の420万円ということでございます。水道使用料につきましては、1,027万2,000円を月とみまして、1億2,326万4,000円といたしております。

以下、手数料で繰入金の1項の一般会計繰入金でございますが、繰り入れ基準にのっとりまして、起債償還分の2分の1と、建設改良費の10分の1と事務費分で8,421万3,000円でございます。

6ページをお願いいたします。5款の繰入金でございますが、2,761万5,000円を基金から繰り入れるということでございます。

6款の繰越金でございますが、300万円予定でございます。

最初に戻りまして、歳入歳出予算の総額は、それぞれに2億4,401万8,000円と定めるということでございます。

以上です。

日程第7．議案第33号

議長（三重野精二君） 次に、日程第7、議案第33号平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

環境課長（平野 直人君） 環境課長です。議案第33号平成20年度由布市農業集落排水特別会計予算の説明をいたします。

まず、歳出から入りたいと思います。

9ページをお開きください。2目の一般管理費でございますが、給料、職員手当等は、職員1名分を上げております。

それから、委託料でございます。今年度から、新しく財務諸表の支援業務と資産評価支援業務が始まりまして、ソフト事業でございます、合計147万5,000円を計上させていただいております。

それから、公課費でございますが、消費税100万円を上げさせていただいております。

次に、3目の維持管理事業費でございます。委託料でございますが、ここに「漏水調査」とありますが、これを「不明水調査」ということには書きかえていただきたいと思っております。（発言する者あり）漏水調査と明記してありますが、不明水調査の方が適切かと思っておりますので、書きかえていただきたいと思っております。（「不明、ようわからん」「ゆっくり。何」と呼ぶ者あり）はい。（発言する者あり）

それで、この調査費に614万円ございますが、長宝地区の農業集落排水に不明水がたくさん入っております。最大能力268立米に対しまして、300以上の水が汚水が入ってきておりまして、どこかの管の中から不明水が入っているということでございまして、昨年7月、8月、9月、3カ月にかけて、各家庭の宅内の污水管を職員で調査をしたわけなんですけれども、部分的には、屋根のといの水を污水管の中に入れた家庭もありましたんですけれども、数カ所でありましたんですが、それだけではその不明水の絶対量に足りないということでございまして、今年度カメラを入れまして調査をしたいということでございまして、全延長約9,500メートルあるうちの2,500メートルにつきまして調査をしたいと。で、2,500メートルを決定したのは、長宝地区を管理委託に出している庄内衛生社と、雨降りの日に污水升のポイントの污水升を調査をしてみまして、日ごろよりも大きく水の入る污水升から上の部分を調査をするということで、とりあえず2,500メートルを調査したいというふうに考えております。

それに基づきまして、どういう結果が出るかわかりませんが、21年度にその改修工事をやりたいということでございまして、事業計画策定業務と381万2,000円上げておりますが、これが設計料でございます。この部分が、昨年より大きくふえております。

次に、排水施設の管理ですけれども、三船地域が163万8,000円、来鉢地域が226万8,000円、長宝地域が529万8,000円の管理委託料でございます。

次に、10ページの公債費であります。三船、来鉢、長宝、3地区の公債費でございます。元金と利子でございます。

次に、歳入の方に入りたいと思っております。

6ページをお開きください。昨年と変わっている部分だけ申し上げたいと思っておりますが、3款の国庫支出金、1目の農村整備事業補助金とありますが、300万円に対して、2分の1の国の補助金がございます。150万円計上させていただいております。

それから、4款の県支出金でございますが、これは、300万円に対して4割の補助があるわ

けでございまして、120万円でございます。

次に、7ページですが、繰入金でございます。これは、公債費の元金等利子、それから職員1名分の給与、共済等の部分を一般会計から繰り入れをさせていただくということになります。

あと、昨年に比べまして631万5,000円増加をしておりますが、これはそれぞれ先ほど歳出で申し上げましたように、調査をするためのオーバーをした分野でございます。以上でございます。

では、1ページ、表題分をあけていただきたいと思います。歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,943万9,000円と定めるものでございます。よろしくお願いいたします。

日程第8・議案第34号

議長（三重野精二君） 次に、日程第8、議案第34号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

健康温泉館長（佐藤 和利君） 健康温泉館長です。議案第34号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計予算を説明いたします。

それでは、歳出の6ページをお願いしたいと思います。1目の一般管理費、報酬は健康温泉館運営委員さん8名分でございます。

それから、7の賃金は、ボイラー技師、保健師等を含めまして11名分でございます。特に、今年度、新公会計制度に伴います13の委託料で、財務諸表作成支援業務、それから資産評価支援業務が入っております。

それから、18の備品購入費でございますが、自動体外式除細動器、いわゆるAEDの購入を1台購入をしたいと思っております。

それから、2目の施設管理費でございますが、ここは、例年どおりの予算計上になっておりますが、そのうちの15節工事請負費でございますが、現在、敷地内にあります「おかあさん食堂」の隣接地、池の埋め戻し工事を90万5,000円でしたいと思っております。

それから、2款の1項公債費、1目の元金と利子は、償還金で昨年と利子については若干下がっております。

それから、8ページは予備費で、昨年と同額の予備費を計上いたしております。

それから、戻っていただきまして5ページになります。1款1項1目の売り上げ収入、使用料、諸収入ということで、今年度、19年度と過去3カ年の実績によりまして、決算見込みを踏まえての収入を計上いたしております。

それから、2款の1目の繰入金は、一般会計より1億1,018万9,000円、繰越金につきましては、昨年どおり50万円と。

表題に戻っていただきまして、本年度、歳入歳出それぞれ1億3,624万9,000円といたしております。

以上でございます。

日程第9・議案第35号

議長（三重野精二君） 次に、日程第9、議案第35号平成20年度由布市公共下水道事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長でございます。平成20年度由布市公共下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ1,425万3,000円と定めるものでございます。

5ページをお開きお願いいたします。歳入といたしまして、一般会計よりの繰入金1,357万3,000円、それから、5款の繰越金といたしまして67万8,000円、これが歳入でございます。

6ページをお開き願います。歳出の中で、総務管理費、委託料として26万4,000円、この分については、現在、終末処理場の用地を取得してございます。それに伴います草刈り業務等の委託26万4,000円でございます。

3款の公債費については、元利合わせて、償還金1,357万4,000円となっております。

以上です。

日程第10・議案第36号

議長（三重野精二君） 次に、日程第10、議案第36号平成20年度由布市水道事業会計予算について、詳細説明を求めます。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。議案第36号由布市水道事業会計予算につきまして、説明をいたします。

1ページでございますが、今年度の水道事業の業務予定量でございますが、給水戸数といたしまして8,500戸、挟間が5,200の湯布院が3,300と見ております。年間総給水量354万立米/年です。1日平均給水量が9,699ということでございます。主な建設改良事業といたしましては、21ページから22ページに掲載をしておりますので、よろしくあとでお願いいたします。

収入の方からいきます。

7ページをお願いいたします。水道事業には、収益収支と資本的収支がございますが、そのうちの収益的収支の収入でございますが、営業収益といたしまして、給水収益、これは昨年同様の

4億9,800万円ということで、ほとんどの伸びがなかりょうということで見ております。その営業収益でございますが、これは、一般加入負担金でございます。

次ページ8ページをお願いいたします。他会計補助金でございますが、一般会計補助金から消防学校の元利金と活性炭処理施設の利息及び南部谷地区の簡易水道の施設建設に伴う補助金でございますが、それと、消火栓の修理分といたしまして、全体で2,774万8,000円ということでございます。

収益的支出でございますが、10ページをお願いいたします。うちの営業費用でございますが、原水及び浄水費、これは、水源地から浄水場までに係る費用でございますが、賃金は、挟間浄水場の3名分ということでございます。

14節の委託料でございますが、汚泥処理及び沈砂地清掃委託料の2,904万7,000円でございますが、汚泥処理分が、そのうちの2,754万7,000円ということでございます。残りの150万円が、清掃委託料ということでございます。で、活性炭入れかえの委託料が1,300万円ということでございます。

一番下のクリプトスポリジウム対策変更認可委託料でございますが、これにつきましては、クリプトスポリジウムは、人間や哺乳類動物より、食べ物や水より口から胃や腸に寄生する原虫でありまして、感染すれば2日ないし5日後に、下痢、腹痛、吐き気や嘔吐などを症状が出るということでございますが、これにつきましては、塩素消毒では死滅をしないということでございます。で、これを消滅までいきませんが、不活性化するには、ろ過池及び紫外線処理での対応ということになります。

この対策指針が19年の4月に厚生労働省より出まして、その策定に今取りかかる次第でございますが、濁土は、湯布院地域の上水道で川北、乙丸、高德水源が、いつもではございませんが大腸菌が検出されます。で、クリプトスポリジウムが検出されれば、すぐに断水ということにもなかなかありませんので、その前にその施設をつくりたいということでございまして、その施設をつくるには、浄水処理方法が変わりますので、認可の変更ということになります。その認可の変更の申請業務ということでございます。

以下、配水及び給水費につきましては、これは浄水場から配水池及び各家につくまでの給水管までのことであります。で、その費用が全体といたしまして5,339万4,000円ということでございます。

総係費でございますが、これは、全体の事務的経費になりますが、報酬の18万3,000円につきましては、水道運営協議会の上水道分といたしまして、12名分でございます。で、給料でございますが、職員10名分ということでございます。

15ページの減価償却費でございますが、有形固定資産が1億4,085万1,000円という

ことをごさいますして、無形固定資産が56万5,000円ということをごさいます。

16ページをごさいますすが、営業外費用で、企業債利息といたしまして9,706万9,000円ということをごさいます。

19ページから、資本的収入になります。資本的収入の消火栓建設の受託金、これは新設に消火栓をつけた場合の、今一般会計からの補助をごさいますすが、50万円、1基分ということをごさいます。

20ページをごさいますすが、他会計補助金で、一般会計からの補助金をごさいますすが、1,793万7,000円ということをごさいます。支出といたしまして、この給料、これは職員1名分をごさいます。

28節の請負工事費をごさいますすが、配水管に伴うもの4件で、22ページをごさいますすが、これも挟間地域になりますが、施設的に更新工事等に伴うもの4件ということをごさいます。

浄水場の1系ろ過池トラフ更新工事、これは19年度でできませんかったので、20年度におきましてやりたいと思っております。

企業債償還金が1億4,309万9,000円ということをごさいます。

23ページをごさいますすが、地方債の現在高の見込みに関する調書をごさいますすが、最後に当年度末の現在見込み高の見込み額が26億1,845万円ということをごさいます。

1ページをお願いいたします。第3条をごさいますすが、収益的収入及び支出ということで、今5億4,861万5,000円ということをごさいます。

2ページをごさいますすが、資本的収入及び支出をごさいますすが、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるということをごさいますして、資本的収入額が、資本的支出額に対し、不足する額1億8,080万8,000円は、減債積立金2,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億6,080万8,000円で補てんするものとするということをごさいます。

第8条をごさいますすが、他会計からの補助金といたしまして、上水道事業のための一般会計からの補助を受ける金額といたしまして、4,618万5,000円ということをごさいます。

以上をごさいます。よろしく申し上げます。

日程第11・議案第37号

議長（三重野精二君） 次に、日程第11、議案第37号平成20年度由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について、詳細説明を求めます。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 議案第37号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について、由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
平成20年2月26日提出、由布市長。

提案理由、健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い条例の整備を行う。

次の新旧対照表をお願いしたいと思っておりますけれども、現行の下線部分を右の改正案にありますように、改正するものでございます。

読み上げますと、移送費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費高額療養費及び高額介護合算療養費を言う。ということで、この部分の改正でございます。

改正の理由につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、医療保険確保に高額介護合算制度が導入されたことにより、所要の整備を行うものでございますが、これまでもたびたび私の方が一部改正につきまして、説明を申し上げてきた中に、高額介護合算制度ということがありましたので、この制度につきまして、少しだけ説明を申し上げさせていただきます。

この制度につきましては、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に、負担を軽減する仕組みとして20年の4月から施行されることになっております。対象世帯につきましては、医療保険各制度の世帯に、介護保険受給者が存在する場合に、被保険者からの申請に基づきまして、高額療養費の算定世帯単位で、医療と介護の自己負担額を合算し、新たに設定します自己負担額を超える額を支給するというところでございます。

限度額につきましては、56万円を基本としておりますけれども、後期高齢者につきましては56万円、それから被用者保険、あるいは国民健康保険につきましては、70から74歳までは62万円、70歳未満につきましては67万円ということになっております。もう少し細かい規定がありますけれども、おおよその目安でございます。費用の負担につきましては、医療保険、介護保険の両方で、自己負担の比率に応じて負担し合うということで定められた制度でございます。

附則、この条例は、平成20年4月1日から適用する。

経過措置につきましては、改正後の由布市乳幼児医療助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以降に受けた保険給付費に係る助成について適用し、同日前に受けた保険給付費に係る助成は、なお従前の例による。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は4時15分とします。

午後4時13分休憩

.....
午後4時15分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

追加日程第1．請願について

議長（三重野精二君） お諮りします。昨日26日の本会議において、請願1件及び陳情1件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたが、その後、新たに請願2件を受理しております。については、この1件を日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、請願2件については、追加日程第1とし、議題することに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、請願についてを議題とします。

議会事務局長にその請願の朗読を求めます。議会事務局長。

監査委員事務局長（議会事務局長兼務）（二ノ宮健治君） お手元に請願文書表として追加分を差し上げております。これに基づいて説明をいたします。

受理番号2、件名は、自衛隊官舎跡地、これは湯布院町大字川上字鳥越1212の1番地です。についての請願でございます。請願者は、岳本自治区自治委員野上英男氏ほか1名でございます。

次に、受理番号3、件名、湯布院厚生年金病院と、同保養ホームの公的施設としての存続充実に関する請願。請願者は、湯布院町厚生年金病院と同保養ホームの存続樹立を願う会、代表世話人、麻生洋一氏ほか2名でございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） ただいま議会事務局長が朗読いたしました。受理番号2及び受理番号3の請願については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

議長（三重野精二君） これで、本日の日程はすべて終了いたしました。次回の本会議は、2月29日、午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御苦勞でありました。

午後4時17分散会